

平成29年4月1日現在の 待機児童数について

平成29年7月27日

◆平成29年4月1日現在の待機児童数等について

・平成29年4月1日現在の保育所等利用待機児童数(※1)は、既存の幼稚園や保育所からの認定こども園への移行や、小規模保育事業等の保育施設の拡充及び保育・幼稚園相談窓口による相談など、多様な取り組みを実施した結果、平成28年4月1日現在と比べて、6人減少し、88人となり、2年連続の減少となりました。

・保育所等利用定員数(※2)は、既存施設からの認定こども園への移行や地域型保育事業の認可によって、新たに362人分増加し、7,637人分を確保しました。

・保育所等利用申請者数(※3)は7,324人となり、保育所等利用児童数(※4)は7,142人で、平成28年4月1日現在と比べて、利用申請者は287人、利用児童数は316人それぞれ増加しました。

※1:「保育所等利用待機児童数」…平成29年3月31日付「保育所等利用待機児童数調査について」(雇児保発0331第6号)に基づく児童数
保育所等:認定こども園(保育所機能部分)、保育所、地域型保育事業

※2:「保育所等利用定員数」…地域型保育事業のうち、事業所内保育施設の従業員枠を除く

※3:「保育所等利用申請者数」…子ども子育て支援法第19条第2項及び第3項に該当する支給認定受け、保育所等の利用申請を行った児童数

※4: 広域利用(管外の保育施設利用)56人を含む

～過去5か年の市内全体の待機児童数の推移～

単位:人

	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年
	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1	10/1	4/1
待機児童数	40	127	0	79	95	308	94	256	88
(前年比)	(15)	(15)	(▲40)	(▲48)	(95)	(229)	(▲1)	(▲52)	(▲6)

平成29年4月1日現在の待機児童数について

◆市内区域別及び年齢別待機児童数一覧表

平成29年4月1日時点(単位:人)

区域名	保育所等 利用定員合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	合計
①中心部	2,358	2	5	11	1	0	19
	(161)	(2)	(▲6)	(10)	(▲1)	(▲2)	(3)
②北東部	289	0	1	1	0	0	2
	(0)	(0)	(▲1)	(1)	(▲1)	(▲1)	(▲2)
③東部	651	2	5	4	1	0	12
	(58)	(1)	(▲2)	(▲1)	(▲1)	(0)	(▲3)
④南部	1,459	1	11	8	2	3	25
	(165)	(▲2)	(▲2)	(▲4)	(▲4)	(2)	(▲10)
⑤西部	944	3	13	4	3	0	23
	(8)	(2)	(▲1)	(1)	(3)	(▲2)	(3)
⑥北西部	535	0	0	0	0	0	0
	(▲20)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑦北部	865	0	3	4	0	0	7
	(▲5)	(▲1)	(3)	(2)	(▲1)	(0)	(3)
⑧北条	505	0	0	0	0	0	0
	(▲5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
⑨中島	31	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
市内合計	7,637	8	38	32	7	3	88
	(362)	(2)	(▲9)	(9)	(▲5)	(▲3)	(▲6)

※括弧内の数字は、前年比

◆認定こども園等の利用調整

・2号、3号認定(保育の必要性の認定)を受けた子どもが、特定教育・保育施設(確認を受けた認定こども園・幼稚園・保育所)及び特定地域型保育事業(確認を受けた小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)を利用するにあたって、保育所のほか、保護者と直接契約を行う施設(認定こども園)及び事業(地域型保育事業)のいずれかを利用する場合でも、保護者の希望先を聴取し、市町村が利用調整を行う。

<調整方法>

- ①すべての施設・事業類型を通じて利用調整を行う方法(従来から想定されている標準的な調整方法)
- ②直接契約である認定こども園及び地域型保育事業で、まずは、それぞれの各施設及び事業の第1希望の保護者の中から利用調整を行い、その中で保育の必要度の高い順に決定する方法

※②を行うには、「(1)利用状況に余裕のある市町村」または「(2)待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村」で、地方版子ども・子育て会議の承認が必要。

～本市の状況～

平成29年4月1日現在の待機児童数が88人であったことから、

(1)利用状況に余裕のある市町村 ⇒ 要件を満たさない

(2)待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村 ⇒ 要件を満たさない



<平成30年度の対応方針>

「②」での実施要件を満たさないため、平成30年度も引き続き「①」とする。

※平成30年度の待機児童が50人未満の場合は、平成31年度からの利用調整について、改めて当部会で検討する。(平成30年度の待機児童が50人未満でない場合は、「①」を継続)

～参考「保育所等利用待機児童」の定義～ (平成29年度保育所等利用待機児童数調査)

・調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業(以下「保育所等」という。)の利用の申込がされているが、利用していないもの。

(1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認ができる場合には、待機児童数には含めないこと。

※求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。

- ・保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取
- ・保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認

(2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童数に含めること。

(3) 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外の場で適切な保育を行うために実施している、以下の①から④までに掲げる事業又は施設において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。

① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

② 地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策
(保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの)

③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園

④ 企業主導型保育事業

待機児童の定義

- (4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。
- (5) 保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。
- (6) 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約(利用希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。
- (7) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第42条第1項及び第54条第1項の規定により、市区町村は保育所等に関し必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと。

ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。

※「他に利用可能な保育所等」とは、以下に該当するもの((3)の①から④までに掲げる事業又は施設を含む。)とすること。

①開所時間が保護者の需要に応えている。(例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。)

②立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。)

※他に利用可能な保育所等の情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、以下のような例により行うこと。

①一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて利用可能な保育所等の情報を送付

②他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供

③自治体の相談窓口等で個別に情報提供

(8) 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。市区町村は育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

※保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。

- ①申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認
- ②保護者への電話・メール等により、意向を聴取
- ③保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認